

．事実の概要¹

甲は、集団で暴行する目的で、普通乗用自動車後部のトランク内に A を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし、同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、近所の路上に車を止めた。その停車した地点は、片側一車線のほぼ直線の見通しの良い道路上であった。

甲が車を止めてから数分後、後方から普通乗用自動車が行き過ぎてきたが、その運転手は前方不注意のために、停車中の甲の車に至近距離に至るまで気づかず、同車のほぼ真後ろからその後部に追突した。これによって甲の車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた A は、頸髄挫傷の傷害を負って、まもなく同傷害により死亡した。

．問題の所在

1. 甲は、A を普通乗用自動車後部のトランク内に押し込んで脱出不能にし、同車を近所の路上に止めた。その結果、後方から走行してきた普通乗用自動車運転手の前方不注意による同車への衝突によって、同車のトランクがへこみ、A が頸髄挫傷の傷害から死亡しているが、このことが「不法に人を…監禁」し、「よって人を死傷させた」といえ、甲に監禁致死傷罪（第 221 条・第 220 条）が成立しないか。

同罪は結果的加重犯であり、加重結果である致死結果についての故意は不要であり、監禁罪の故意で足りるところ、本件では、甲に監禁罪の故意は認められる。監禁致死傷罪が成立するためには、監禁行為と死亡結果との間に因果関係が認められることが必要であるところ、本件では、甲が車を止めてから数分後に、後方から前方不注意で走行してきた自動車が甲車後部に追突するという予見しがたい第三者の行為が介在した結果、トランク内の A が死亡しているため、甲の監禁行為と A の致死結果との間に因果関係が存しないとも思える。

そこで、因果関係の判断基準が問題となる。

2. また、因果関係の判断に、行為と結果との条件関係を前提として、結果に対する諸条件のうち、社会生活上の経験に照らして、その行為からその結果が生ずることが相当であると認めらるる必要があると考えた場合、その相当性の有無を判断する基礎としていかなる事情を考慮すべきか、相当因果関係説における相当性の判断基底が問題となる。

．学説の状況

1. 因果関係の判断基底について

A 説：その行為がなかったならば、その結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係が認められるとする説（条件説）。

¹ なお、本件類似事案として、平成 18 年 3 月 27 日最高裁判所第一小法廷の決定がある。
ジュリスト No.1332 (2007) 157～158 頁，No.1333 (2007) 122～123 頁参照
法学セミナー 51 巻 6 号 116 頁(2006)

- B 説：結果に対する諸条件のうちから何らかの標準を設けて原因と条件を区別し、その原因と結果との間に因果関係があるとする説（原因説）。
- C 説：因果関係の問題と帰属の問題を区別し、前者はA説によって判断し、後者は、行為者の行為が行為の客体に危険を創出し、その危険が具体的な結果に実現した場合にのみ、惹起された結果が行為に帰属されるという説（客観的帰属論）²。
- D 説：刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係の存在を前提として、結果に対する諸条件のうち、社会生活上の経験に照らして、その行為からその結果の生ずることが相当であると認められることが必要であるとする説（相当因果関係説）³。

2．相当因果関係説における相当性の判断基準について

- 説：行為者が行為の当時に認識した事情、及び予見し得た事情を判断の基礎にする説（主観説）。
- 説：裁判の時点において、行為当時に客観的に存在したすべての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人にとって予見可能であった事情を判断の基礎とする説（客観説）。
- 説：行為の時点において、一般人が認識し、または、予見することができたであろう一般的事情及び行為者が特に認識し、または予見していた特別の事情を判断の基礎とする説（折衷説）。

．判例

1．因果関係の判断基準について 最決昭和 42 年 10 月 24 日⁴

< 事実の概要 >

被告人は、自動車を運転中、過失によって自転車に乗っていた被害者をはね飛ばし、被害者が自らの自動車の屋根に跳ね上げられて意識を失っていることに気付かず運転を続けたが、のちにこれに気付いた同乗者が進行中の自動車の屋根から被害者を逆さまに引きずり下ろし、転落させて死亡させた。

< 決定要旨 >

「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者を逆さまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというのがごときことは、経験上、普通、予想しえられるところではなく、…このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上予想しえられるところであるとは到底いえない。」

2．相当因果関係説における相当性の判断基底について 最決平成 15 年 7 月 16 日⁵

< 事実の概要 >

被告人らは、他の者と共謀の上、公園に引き続いてマンション居室においても被害者に対して暴行を繰り返していたところ、被害者が逃走した。その後、逃走した被害者はマンション近辺の高速道路に進入したことによって、疾走してきた自動車に衝突されて死亡した。

² 山中敬一『刑法総論』（1999）成文堂 265～295 頁

³ 大谷實『刑法講義総論〔新版第 2 版〕』（2007）成文堂 211～232 頁

⁴ 昭和 42 年 10 月 24 日最高裁判所刑事判例集 21 卷 8 号 1116 頁

⁵ 平成 15 年 7 月 16 日最高裁判所刑事判例集 57 卷 7 号 950 頁

< 決定要旨 >

「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、…必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。」

・学説の検討

1. 因果関係の判断基準

(1) 刑法における因果関係は、自然的因果関係とは異なり、発生した結果を構成要件の結果として実行行為に帰属させるための要件であり、その機能・趣旨は、社会通念上偶然に発生したとみられる結果を刑法的評価から除去し、犯罪の成立ないし処罰の適正を図ることにある。

(2) ア. まず、およそ因果関係があるといえるためには、「A がなかったならば B はなかったであろう」という条件関係の公式を前提としなければならないから、刑法上の因果関係も「当該行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろう」という条件関係の存在を必要とし、その限りでA説(条件説)は妥当だといえる。

しかしながら、そもそも刑法上の因果関係は、発生した結果のうち、実行行為に基づくものとして処罰できるのが何処までの範囲であるかを典型的に確定するために必要となるものである。そして、A説では一般人の経験からすると偶然と見られるようなものについてまで因果関係を認めてしまうことになり、因果関係の本来の趣旨である発生した結果を構成要件の結果として実行行為に帰属させるにあたって、自然的な因果関係から社会通念上偶然に発生したとみられる結果を刑法的評価から除去し、犯罪の成立ないし処罰の適正を図るという点に反することになる。よって、A説は妥当ではない。

イ. また、B説(原因説)は、原因と条件を区別する標準に関して、結果について時間的に最終の条件を原因とする説、結果に対して最有力な条件を原因とする説、結果の発生に原動力を与えた条件を原因とする説、結果の発生を決定づける条件を原因とする説など諸説に分かれるが、諸条件のなかから原因を区別して、一個の条件のみを摘出して原因と評価することは實際上不可能であり、B説は妥当性に欠ける。

ウ. そこで、条件関係の公式を基礎としつつ、条件関係論では因果関係の有無を明らかにできないところから、条件関係を一定の範囲で限定するためにC説(客観的帰属論)が主張される。これには、()行為が結果発生の危険を増加させたときにのみ客観的帰責を認め、行為者がたとえ注意義務を守っていたとしても結果が確実に生じたような場合には帰責を認めないとする危険増加の理論、()その行為が違反した規範の保護目的の範囲内にある結果のみが客観的に帰責可能であるとする規範の保護目的の理論、()行為者による保護が期待される領域の法益を侵害した場合についてのみ客観的帰責が可能であるとする規範の保護範囲の理論に分類される。

C説はA説による因果関係の範囲の拡大を客観的帰属の観点から抑制しようとするものであるが、()説については、危険の創出ないし増加という概念は実行行為に当たる行為をしたかどうかの問題であって、責任の段階で検討すべき問題である。また、()説については、規範の保護目的ないし範囲は極めて漠然としているため不明確な点が多く、構成要件該当性の判断の基準として使用することは妥当ではない。

(3) 思うに、刑法における因果関係は、構成要件該当性判断の対象となるものである。そして、構成要件は当罰の行為を社会通念に基づいて類型化したものであるから、条件関係が認められる結果のうち、行為者に帰属せしめるのが社会通念上相当と認められる結果だけを行為者に帰属させ、責任を問うのが妥当だといえる。このような絞りは一般人の立場から見て、経験則上その実行行為と結果の間に相当な関係があるかどうかということを標準として行うべきである。

従って、D説(相当因果関係説)によって因果関係を判断するのが最も妥当である。そして、D説によれば、因果関係があるといえるためには、まず、行為と結果との間に条件関係、つまり、もしその行為がなかったならばその結果も発生しなかったであろうという関係が存在しなければならない。次に、条件関係にある行為と結果との間に、経験則上、その行為からその結果が発生することが一般的であり、相当であるという関係が存在しなければならない⁶。

そこで、 の判断について以下検討する。

2. 相当因果関係説における相当性の判断基底

上述のように、刑法における因果関係はD説に従って判断するのが妥当であるが、D説に立つとしても、上記条件 の判断において相当性の有無を判断する基礎をいかなる範囲の事情によって求めるかが問題となる。

(1) この点、行為者が行為時に認識・予見し得た事情を判断の基礎にすべきとする 説(主観説)がある。しかし、行為者が認識・予見しえなかった事情については、一般人が認識・予見しえた場合でも判断の基礎とすることができず、かかる場合にも因果関係が否定されてしまうことになり、妥当でない。

また、裁判時において、行為時に客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人にとって予見可能であった事情を判断の基礎とする 説(客観説)がある。しかし、行為当時の事情に関して、一般人も知ることができず、行為者も知らなかった特殊の事情をも判断の考慮に含めてしまうのは、社会通念上偶発的結果というべきものについても広く因果関係を認めてしまうことになり妥当ではない。

(2) 思うに、因果関係は構成要件該当性の問題として、行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものである。そして、構成要件は違法類型として一般人を名宛人とした行為規範となり、また責任類型として行為者に対する責任非難の前提ともなるものである。

とすれば、一般人が予見・認識しえた一般的事情及び行為時に行為者が予見・認識していた特別の事情を基礎として因果関係を判断すべきとする 説(折衷説)が妥当であると解される。

ただし、D説及び 説(折衷的相当因果関係説)に依るときであっても、因果関係と結果の発生の様態の詳細に関わるすべての事情が行為時に予測可能であることが必要なわけではなく、因果経過及び結果発生の様態をある程度まで抽象化し、具体的にはおよそ偶然的な介在事情を度外視した上で、その経験的通常性を判断するべきである⁷。

⁶ 川端博『刑法総論講義〔第二版〕』(2006)成文堂 147～163頁

⁷ 『刑法判例百選〔第6版〕』(2008)有斐閣 30～31頁

その判断においては、被告人の行為が結果発生との関係で有する事実的影響力・因果的寄与度に注目し、行為が一定程度の重みをもって結果発生に寄与しているという場合に、かかる限度で予見可能性があると見えるから、因果関係を肯定するものと解する⁸。

・本問の検討

1. 最初に、本問における甲の行為が、「監禁」にあたるかを検討する。

この点、「監禁」とは、人の身体を間接的に拘束して、その身体活動の自由を奪うこと、すなわち人が一定の区画された場所から脱出することを不能または著しく困難にすることをいうと解する⁹。

本問で、甲は、「普通乗用車後部のトランク内にAを押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能」にしていることから、Aの身体を間接的に拘束して、その身体活動の自由を奪った、つまりAが一定の区画された場所である普通乗用車後部のトランクから脱出することを不能または著しく困難にしたといえる。

よって、甲の行為は、220条にいう「監禁」にあたり、監禁罪の実行行為に該当する。

2. そして、甲によるAの監禁行為後に、後方から第三者の運転する普通乗用自動車、運転者の前方不注意のために、停車中の甲の車に至近距離に至るまで気づかず、同車のほぼ真後ろからその後部に追突し、そのことが原因となって、Aは頸髄挫傷の傷害を負い、死亡している。このような第三者の過失行為が介入して結果発生に至った本件において、甲の監禁行為とAの死亡の結果との間には因果関係が認められるかが問題となる。

(1) まず、甲がAを乗用自動車のトランクに監禁するという実行行為とAの死亡という結果との間には、甲がAを監禁するという行為がなかったならば、甲の車にトラックが真後ろから追突し、Aが頸髄挫傷の傷害から死亡するという状況が生まれなかったのであるから、「当該行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろう」という条件関係がある。

(2) 次に、D説の立場から、条件関係にある行為と結果との間に、経験則上、その行為からその結果が発生することが一般的であり、相当であるという関係が存在するか問題となる。

この点、説の立場からは、相当性の判断基準につき、行為当時において一般人が認識可能な事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎とするところ、本件の場合のように、乗用自動車を運転していた第三者の前方不注意という過失行為が介入しており、そのことによって結果が発生したようなケースにおいては、行為の当時に行為者及び一般人が予見できないので因果関係の相当性が否定されるのが当然であると思われる。

(3) しかし、甲が車を停車した地点は、片側一車線のほぼ直線の見通しの良い道路上であり、かかる地点において、前方不注意運転の車が真後ろから追突するということが、異常性の高い事情であるといえることができる。このような事情に抽象化を加えるとすると、およそ路上における交通事故の様態として前方不注意による後部からの追突という事情は社会生活上一般にありうることであって、稀有のものとはいえないということになる。つまり、このような交通事故に遭う類型的可能性を根拠にするとすれば、自動車に乗車した場合、自己に遭う可能性は常にあるとあって因果関係を肯定するのである。この判断では因果関係が肯定され

⁸ 山口厚『新判例から見た刑法』(2006) 有斐閣 6～14頁

⁹ 大谷實『刑法講義各論〔新版第2版〕』(2007) 成文堂 75～81頁

る範囲が不当に拡大し、妥当ではない。

もっとも、本問における特殊性を鑑みるに、Aが監禁されていたのは自動車の後部座席ではなく、後部のトランクの中であり、かかる自動車後部のトランクはそこに人が入ることが予定されておらず、人を防護するような構造とはなっていない危険なスペースである¹⁰。とすれば、そこに人を監禁して路上を走行・停車した場合、追突事故等に遭えば、ひとたまりもない死傷の結果が生じることは自明のことであり、それは本件監禁行為に内在する危険といえる。よって、トランク内への監禁行為は、実行行為後の介在事情が直接的原因となって結果発生に至ったというような場合、その種の事情の介入によって死亡という結果に至るおそれがあることが、監禁致死傷罪の禁止の理由のひとつの要素となっているとみるべきである。従って、甲がトランク内に監禁するという行為はAを死亡させるという結果発生に事実的影響を及ぼしているといえる。また、監禁致死傷罪を結果的加重犯として処罰することの立法趣旨は、監禁行為が死傷の結果を伴う危険な行為として見られる点にあるから、そのような監禁行為は死傷の結果への重みをもって結果発生に寄与しているといえる。よって、第三者の介在事情の予測可能性は低いながらも明らかにあるといえ、因果関係が肯定される。

3. 従って、甲がAを乗用自動車に監禁した行為からAの死亡の結果が発生することは、経験則上相当であるといえる。よって、因果関係が認められるというべきである。

・結論

上記検討により、甲は監禁致死罪（第221条・220条）の罪責を負う。

以上

¹⁰ 判例タイムズ1208号98頁